

平成21年度健全化判断比率と資金不足比率を公表します

平成22年10月

健全化判断比率

(単位: %)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
糸満市の比率	—	—	17.0	119.6

※ 赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示しています。

◎実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字はなく健全な状態です。

◎実質公債比率については早期健全化基準を下回っており健全な状態です。

◎将来負担比率について早期健全化基準を下回っており、健全な状態です。

資金不足比率

糸満市の公営企業会計は、水道事業会計、公共下水道事業会計、糸満漁港ふれあい公園事業会計、土地区画整理事業会計の4会計ありますが、いずれの会計においても資金不足が生じている会計はなく健全な状態です。

用語の説明

- ・実質赤字比率： 一般会計等の実質的な赤字の程度を比率化したもの、早期健全化基準は13.18%以上となっています。
- ・連結実質赤字比率： 一般会計及び全特別会計の収支を合算した、会計全体の実質的な赤字の程度を比率化したもの、早期健全化基準は18.18%となっています。
- ・実質公債費比率： 一般会計が負担する公債費及び公債費に準じた経費の程度を比率化したもの、早期健全化基準は25%となっています。
- ・将来負担比率： 一般会計が将来負担すべき実質的な負債(市債残高のほか、退職手当支給予定額、糸豊清掃施設組合等の地方債残高)の程度を比率化したもの、早期健全化基準は350%となっております。
- ・資金不足比率： 公営企業の資金不足額の程度を比率化したもの、経営健全化基準は20%となっています。
(水道事業、下水道事業、糸満漁港ふれあい公園事業、土地区画整理事業)